

豊島会場

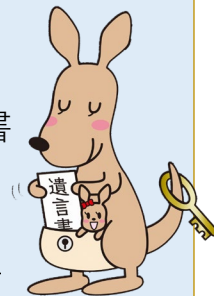
東京法務局一斉 「相続・遺言」相談会



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

司法書士による**無料相談会**を行います。
この機会に、法務局でできる相続登記や自筆証書遺言書の保管に関する手続き等について、ご相談してみませんか？

注）申請書等の作成・チェックは行うことができませんのであらかじめご了承ください。



遺言書はかんガルー

具体的な相談例は、裏面をご覧ください。

開催日

令和8年10月16日(金)

相談会

司法書士による「相続・遺言」に関する相談会

時間：午後1時～午後4時30分

(定員7組 各相談時間20分)

会場

東京法務局豊島出張所4階会議室

住所：東京都豊島区池袋四丁目30番20号
豊島地方合同庁舎

予約受付
締切

令和8年10月15日(木) 午後5時まで (土日祝日を除く)
※予約方法：電話もしくは直接窓口へ

お問い合わせ
お申込み先

- 東京法務局豊島出張所
(予約受付は、午前9時から午後5時まで (土日祝日を除く))
- TEL 03-3971-1616

※自動音声が流れましたら、3番を選択してください。

主催 東京法務局・東京司法書士会・東京土地家屋調査士会

相談例

様々な疑問や不安に専門家の視点からお答えします！

『司法書士』に相談できること



- ・そもそも「相続人」って誰になるの？
相続人が決まらないと、登記はできないの？
- ・土地や建物の登記を確認したら、何十年も前に亡くなった祖父の名義になっていたけれど、このままでいいの？
- ・「法定相続情報一覧図」って何？
「遺産分割協議書」って、必ず作らなければならないの？
- ・「自筆証書遺言書保管制度」って、どんな手続をするの？



『土地家屋調査士』に相談できること

- ・建物があるのに、登記されていないけれど大丈夫？
- ・取り壊した建物の登記が残っているけれど、このままで良いの？
- ・兄弟姉妹で共有している土地を、相続に備えて分割することってできるの？
- ・相続した土地の境界がはっきりしないけれど、どうしたらいいの？